

# 令和6年度 潟上市社会福祉協議会事業計画

## 法人基本理念

～ 共に支え 共にたすけあい 共にいきる ふれあいのまちづくり ～

## 「活動方針」

### 1. 連携推進の基盤整備

社会福祉協議会を通じた「緩やかな連携」を基盤とし、地域住民の各種事業への参画を促進します。また、地域貢献を進める法人との連携のあり方や、様々な関係団体とのより効果的な関係性の構築により、地域福祉の推進（社会福祉法第4条）に寄与します。

### 2. 権利擁護体制構築のための調査期間

地域住民が生活困窮、救急搬送、住居確保困難事例等の危機的状況に陥った際に、初めて社会福祉協議会や市役所相談機関が関わるケースが増えてきています。残念ながら、そのような多くのケースは法的課題が既に発生している状況となっています。

自ら様々な意思決定が可能な時から、将来に対しての不安払しょくに携わる事業展開を考察し、調査を実施します。また、その調査に基づいた体制整備を進めます。

令和6年度末には、権利擁護体制構築のための報告を取りまとめます。

### 3. 資質向上

地域福祉の推進や権利擁護体制構築のためには、職員の資質向上と実践力が必須となります。そのためにも、担当を問わず「相談援助（ソーシャルワーク）の展開過程の理解」を法人内で取り組みます。

また令和6年度は、現職員も様々な資格取得を目指します。

なお、秋田県社会福祉協議会で行われる研修についても積極的に参加します。